

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1491号)

平成30年1月19日

横 情 審 答 申 第 1491 号

平 成 30 年 1 月 19 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年9月16日建建安第626号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「建建審第269号文書に、平成20年10月24日付まち建審第398号「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」を交付するに至りました。とある。①平成4年4月。②10年7月31日。③13年9月。④15年7月。⑤18年9月。⑥19年1月29日。⑦20年12月15日。⑧21年3月31日に、白根特定番地Aと特定番地B間、2項道路では無いことが一目瞭然の私有地に対し、建築基準法42条第2項道路だと、7度違反だと繰り返し指摘した不法行為に対し、再演の無いよう注意指導致します。と都度謝罪した文書。③と⑦項は除く、再請求す。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「建建審第269号文書に、平成20年10月24日付まち建審第398号「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」を交付するに至りました。とある。①平成4年4月。②10年7月31日。③13年9月。④15年7月。⑤18年9月。⑥19年1月29日。⑦20年12月15日。⑧21年3月31日に、白根特定番地Aと特定番地B間、2項道路では無いことが一目瞭然の私有地に対し、建築基準法42条第2項道路だと、7度違反だと繰り返し指摘した不法行為に対し、再演の無いよう注意指導致します。と都度謝罪した文書。③と⑦項は除く、再請求す。」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「建建審第269号文書に、平成20年10月24日付まち建審第398号「違反建築物に対する是正勧告及び呼出通知書」を交付するに至りました。とある。①平成4年4月。②10年7月31日。③13年9月。④15年7月。⑤18年9月。⑥19年1月29日。⑦20年12月15日。⑧21年3月31日に、白根特定番地Aと特定番地B間、2項道路では無いことが一目瞭然の私有地に対し、建築基準法42条第2項道路だと、7度違反だと繰り返し指摘した不法行為に対し、再演の無いよう注意指導致します。と都度謝罪した文書。③と⑦項は除く、再請求す。」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年8月16日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書は、白根特定番地Aと特定番地Bの間の土地について、実施機関が建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項道路であり違反であると指摘し、平成4年4月、平成10年7月31日、平成15年7月、平成18年9月、平成19年1月29日及び平成21年3月31日のそれぞれの日付において、謝罪した文書を求めているものと解される。

- (2) 実施機関では、白根特定番地Aと特定番地Bの間の土地に対して建築基準法第42条第2項道路であり違反であると指摘したことについて、平成4年4月、平成10年7月31日、平成15年7月、平成18年9月、平成19年1月29日及び平成21年3月31日のそれぞれの日付において、謝罪した文書は作成していないと考えている。

よって、審査請求人の求めるような文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、条例第10条第2項に基づき、非開示決定を行った。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書は、裁判所、実施機関各部署を通じて既に公にされている情報であって、細やかに詳細を弁じ判りやすく請求した。実施機関は条例の適用どおり、情報公開法に基づいた開示を実施されることが妥当であるとする。
- (2) 実施機関の事務説明は、平成20年に謝罪させていることと整合性がない。
- (3) 実施機関は内容に黒塗りを施し、請求者に案件が認識できないように隠ぺいしているが、条例第34条を履行せず、一部開示としたことを審査請求人が指摘し、全部開示を求めている案件がある。
- (4) 謝罪した文書は作成していないという実施機関の説明について、平成19年1月29日付で、実施機関が送付し保管している配達証明付き郵便差出票を確認し、情報公開法に基づき隠ぺいなどせずに、全部の文書を開示されることを請求する。

5 審査会の判断

- (1) 建築確認等に係る事務について

横浜市では、建築基準法に基づき建築主事を置き、建築主から建築物の計画について申請がされた場合に、申請された図面等が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、確認する事務を行っている。本件に係る建築物に関しては、平成4年に確認の申請書が提出されており、建築基準関係規定に適合していることを確認している。

なお、建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、確認する事務は、建築局建築指導部建築指導課（平成4年度は区役所区政部建築課。平成22年度から平成28年度までは建築局建築指導部建築安全課。平成29年度以降は建築局建築指導部建築指導課。これらを総称して、以下「建築指導課」という。）が所管している。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、白根特定番地Aと特定番地Bの間の土地について、建築指導課が建築基準法第42条第2項道路であり、違反していると指摘したことについて、平成4年4月、平成10年7月31日、平成15年7月、平成18年9月、平成19年1月29日及び平成21年3月31日のそれぞれの日付において、謝罪した文書と解される。

実施機関は、本件審査請求文書について作成し、又は取得しておらず、保有していないとして非開示とした。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 本件処分に係る状況について、平成29年11月7日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 審査請求人から、謝罪した文書の存在について具体的な年月日を含む形で開示請求を受けたため、実施機関の保有する記録を確認したが、建築基準法第42条第2項道路の規定に違反しているとして指摘したことについて、記載された年月日に謝罪した文書を確認することはできなかった。審査請求人は実施機関を相手方とした裁判において「既に公にされている情報」であると主張しているが、実施機関が保有している訴訟資料の中に、これらの年月日に謝罪した文書の存在を確認することはできなかった。

なお、白根特定番地Aと特定番地B間の土地に関しては、建築基準法第42条第2項道路ではなかったことが判明し、平成21年12月10日付の文書にて是正勧告の取り消しを通知するとともに、謝罪を行っている。

(イ) 仮に審査請求人が記載する年月日に謝罪した文書が存在していたとしても、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「行政文書管理規則」という。）第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表上は、「違反建築物に関する是正指導関係書類」に分類されると思われる内容であって、保存期間5年の行政文書であるため、廃棄済みと考えられる。

また、行政文書管理規則制定前の年月日に謝罪した文書についても、行政文書管理規則における行政文書分類表の分類から考えると、平成4年度及び平成10年度の横浜市文書取扱規程（昭和60年9月達第20号。平成12年3月31日に限り廃止。）に基づく文書分類表において永年保存文書として分類しているとは考えられない。念のため平成4年度及び平成10年度に対応した横浜市公文書目録第1種を確認したが、当該目録の永年保存文書に謝罪した文書

は含まれていなかった。永年に次ぐ保存期間は第2種10年であることから、仮にこれらの文書が存在していたとしても廃棄済みと考えられる。

仮にこれらの文書が存在し、平成19年1月29日付の配達証明付郵便差出票により送付していたとしても、当該差出票のみを謝罪した文書と別に10年近く保管する運用はしていない。

イ 以上を踏まえ、当審査会は次のとおり判断する。

(ア) 実施機関は、謝罪した文書を送付した事実はないとした上で、仮に審査請求人が記載する年月日に謝罪した文書が存在していたとしても、謝罪した文書のうち行政文書管理規則制定以後のものについては、「違反建築物に関する是正指導関係書類」に分類されると思われる内容であり、保存期間5年の行政文書であると説明している。是正勧告の取り消しとともに謝罪を行った平成21年12月の行政文書を確認したところ、当該項目に分類されており、実施機関の説明は不自然ではない。

(イ) また、実施機関は、謝罪した文書のうち行政文書管理規則制定前のものについて、永年保存文書として分類しておらず、廃棄済みと考えられると説明している。このことについて、当審査会においても当該年度の横浜市公文書目録を調査したが、当該目録の永年保存文書に含まれておらず、永年に次ぐ第2種文書の保存期間は10年であり、仮に存在していたとしても廃棄済みと考えられる。よって、実施機関の説明は不自然とはいえない。

(ウ) さらに、白根特定番地Aと特定番地Bの間の土地について、文書により是正勧告の取り消しとともに謝罪を行ったのは平成21年12月10日であると実施機関は説明している。当該文書については、当審査会においても確認することができたが、この日付で謝罪文書を送付したとすると、平成21年12月10日より前の審査請求人が記載する年月日において、建築基準法第42条第2項道路の規定に違反すると指摘したことについて謝罪した文書が存在するとは考え難い。

なお、建築基準法の規定に違反すると指摘したことについて、審査請求人が記載する年月日に謝罪した文書が存在することを推認させる特段の事情も認められない。

したがって、実施機関の説明は、不自然ではなく、是認できる。

(4) その他

ア 審査請求人は「情報公開法に基づいた開示を実施されることが妥当である」と主張する。

審査請求人は「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）に基づいて全部開示すべき。」と主張していると考えられるが、同法第2条に規定される行政機関は内閣府等の国の機関であって、横浜市は情報公開法に規定される行政機関には含まれない。

イ さらに、審査請求人は条例第34条の履行を求めているが、同条は開示請求者が条例第6条第1項第2号の行政文書の特定ができるよう、実施機関に情報の提供などを義務付けるための規定である。当該条文は開示、非開示とする対象や判断についての規定ではなく、実施機関に行政文書を特定するために有効な情報の提供を義務付けた規定であり、当該規定を根拠として全部開示を求めるという審査請求人の主張は適当ではない。

ウ 審査請求人は、これらの点について留意されたい。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年9月16日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年10月17日	・審査請求人から意見書を受理
平成28年10月20日 (第202回第三部会) 平成28年10月25日 (第296回第一部会) 平成28年10月28日 (第302回第二部会)	・諮問の報告
平成29年10月27日 (第324回第二部会)	・審議
平成29年11月7日 (第325回第二部会)	・実施機関からの事情聴取 ・審議
平成29年11月24日 (第326回第二部会)	・審議
平成29年12月8日 (第327回第二部会)	・審議